

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第30回）

1 日時 令和3年9月10日（金）13時10分～14時54分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1）電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、河村 真紀子、猿渡 俊介、柴田 潤子、森 亮二、山下 東子
（以上6名）

（2）総務省

北林 大昌（電気通信事業部長）、木村 公彦（事業政策課長）、古賀 康之（電気
通信技術システム課長）

（3）事務局

鈴木 厚志（番号企画室長）、藤原 史隆（番号企画室課長補佐）

4 議題

（1）固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方に関する論点整理

（2）その他

【相田主査】 定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部の電気通信番号政策委員会の第30回会合を開催いたします。

それで、9月3日付で香川大学法学部の柴田潤子教授が専門委員に就任され、当委員会に所属されましたが、ちょっと今音声が入っていないようですので、もし回復されましたら一言御挨拶いただきたいと思います。

また、本日、一井委員、藤井委員、三友委員は、御都合により御欠席と伺っております。

また、本日も新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、ウェブ開催とさせていただいておりますので、御質問、御発言がございましたら、この画面の左下の吹き出しマークのところをクリックいただいて、会話というんでしょうか、チャット機能にて御連絡いただければ、順にこちらから指名させていただきます。もしそれが難しいようでしたら、直接マイクをオンにして御発言いただいても結構です。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。配付資料の確認をいたします。

本日の議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料はあらかじめメールでお送りしております資料の30-1、論点整理の資料と、参考資料として、先ほどの柴田先生を加えた新しい構成員一覧でございます。

以上でございます。

【相田主査】 はい。よろしゅうございますでしょうか。

それでは議事に入ります。本日の議題は、固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方に関する論点整理でございます。まず、事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木番号企画室長】 総務省番号企画室の鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。資料の30-1に従いまして、御説明申し上げたいと思います。

早速1ページをお開きいただければと思います。諮問概要ということで、いつも使っている資料でございますけれども、1番上が諮問名ということで書いております。

その下、主な検討課題ということで2点でございます。1点目が音声伝送携帯電話番号の指定の在り方ということで、8月20日に論点整理をいただきました。その下、固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討ということで、赤囲みにしておりますけれども、本日論点整理をお願いしたいというものでございます。

スケジュールのイメージの下のほうに、事業者ヒアリング②とありますけれども、6月24日の日に、日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）さん、KDDIさん、ソフトバ

リンクさん、NTTコミュニケーションズさん、まほろば工房さん、三通テレコムさん、マイクソフトさんからヒアリングをいただき、また、森構成員と河村構成員からもプレゼンをしていただいたということでございまして、その辺り全体をまとめまして、論点整理をお願いしたいというものでございます。

2ページをお開きいただければと思います。論点を6点ほど書かせていただいております。1点目の論点が、固定電話番号を使用した電話転送役務に関する現状及び今後の動向ということでございます。その下、以下、論点のラインナップでございますけれども、2点目が電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件（1）ということで、本人確認、そして固定端末系伝送路設備の設置条件、そして電話転送役務の定義、これについて整理をしております。3点目が、条件のうちの通話品質の基準、緊急通報の基準について整理をしているところでございます。そして4点目が、特殊詐欺等の現状・対応ということで整理をしております。そして5点目が、4の現状を踏まえまして、電気通信番号制度上の課題は何かという点を整理しております。6点目が、今後の取組・対応ということで整理をし、こういった流れで全体を整理しております。

では、まず3ページをお開きいただければと思います。まず、この資料の説明に入ります前に、資料の構成でございますけれども、まず論点があり、そして委員等の意見があつて、そして方向性の案という3点セットで整理をしておりますので、順に説明していきたいと思っております。

まず、最初の論点でございますけれども、平成30年の電気通信事業法の改正を受けて、新しい電気通信番号制度に移行しましたが、固定電話番号を使用した電話転送役務について、現状どのような状況にあるか。そして技術の進展等々の状況も踏まえまして、電話転送役務は今後どのような役割を果たすと考えられるか、また外国の状況はどうか。3点目が、平成30年情報通信審議会の答申を踏まえまして、固定電話番号を使用した電話転送役務に係る電気通信番号の使用の条件を定めておりますけれども、その在り方についてどのように検討を進めていくべきか、といったような論点を整理しているところでございます。

その下、委員等意見ということで、事業者のほうから今後の電話転送役務の果たす役割といった意味合いで、御意見を頂戴しているところでございます。まず、1番上のKDDIさんの御意見でございます。コロナ禍によるリモートワークの急激な普及によって、電話転送役務の需要も従来以上に増加している、特にクラウドとの連携によって、固定電話の信頼性とネットの利便性を橋渡しする、欠かせないビジネスツールになりつつあるんだといった

ような御意見でございました。そして上から4点目、まほろば工房さんですけれども、社会の諸課題、市民のニーズにテレワークは必須であり、これを支えるのがユニファイド通信サービスであって、これらのサービスが世界と調和的・競争的に発展することが、日本の産業の生産性向上、あるいは日本社会のさらなる発展に必要といったような御意見をいただいております。最後、一番下のマイクロソフトさんからも、テレワークは諸外国でも進んでおり、電話転送役務はテレワーク推進に不可欠といったような御意見をいただいているところでございます。

4ページをお開きいただければと思います。固定電話番号を使用した電話転送役務の提供条件ということで、リード文にありますとおり、電気通信番号計画、令和元年に総務省の告示で定めておりますけれども、固定電話番号を使用した電話転送役務の条件を規定しているところでございます。

その下、表になってございますけれども、条件4点でございます。まず1点が、緊急通報の取扱いということで、その条件の内容は、発信転送する場合に、誤認を生じさせる緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずること。そして2点目が②、本人確認及び拠点確認ということで、最終利用者の本人確認を行うこと、それから最終利用者の活動の拠点が番号区画内に存在することの確認を行うこと。③が3点目でございますけれども、拠点への設備設置確認ということで、固定端末系伝送路設備の一端が番号区画内の最終利用者の活動拠点に設置されていることの確認を行うことでございます。米印がございます。データセンター等への設備設置につきましては、最終利用者が認知している場所（データセンターなど）に固定電話の責任分界点（ポート等）が設置されていて、かつ当該場所において端末設備を接続して、転送によらない固定電話サービスを利用できる状態にある場合は、本条件を満たすものとして運用をしております。これが3点目です。4点目は④、品質確認です。050IP電話の品質、またはこれと同程度の品質を満たしていることの確認を行うことでございます。ただ、これは例外がございまして、代替手段のほうを見ていただければと思いますが、品質確保がない旨を通話の相手方に通知する場合は、この品質確認の確認を行わなくてもいいといった条件にしているところでございます。

それと一番下に米印がございます。電気通信番号計画の施行前から、電話転送役務を提供する事業者に対しましては、来年5月21日まで、上記の各事項とありますけれども、②番の本人確認、この事項を除いては適用を受けないことができるといったような経過措置を設けているところでございます。この点付言したいと思っております。

おめくりいただきまして、5ページでございます。各社の電話転送サービスということでございまして、これは今回ヒアリングをいただきました事業者さんのサービスの概要をまとめているものでございます。御確認いただければと思います。

6ページをお開きいただければと思います。電話転送役務の提供の条件、典型例ということでございますけれども、大きく4パターンがあるということでございます。まず、パターン2を御覧いただければと思いますけれども、この青枠、これが番号区画内を示しますが、そこに活動の拠点、この家の絵でございまして、この拠点到末端系伝送路設備が引かれ、そして端末設備がつながっていると。そこに電話がかかってきた場合に、着信して転送するといったパターンが基本的なパターンでございます。ただし、その下にパターン4というものがございまして、近年のクラウド技術の進展等を踏まえまして、こういったパターンも認めているところでございますが、これにつきましては、その利用者の居所等にある末端系伝送路設備と端末設備が、同じ番号区画内のデータセンターにも同じようにある。先ほど4ページで御説明しましたけれども、このデータセンターにおいて電話機をつなげば、電話ができる状況にあるといった場合には、パターン2と同じように、これを許容しているということでございます。同じようにパターン3でございまして、パターン3は、その居所にあるべき末端系伝送路設備と端末設備が通信局舎内にあると。同じ番号区画内でありまして、同一区画内にこの局舎内があつて、そこに末端系伝送路設備と端末設備をつなげば電話ができるという状況であれば、同じようにこれも許容しているということでございます。そしてパターン1につきましては、ベーシックな絵でございまして、まさに居所に回線と端末設備が引かれておりますが、ネットワーク側のほうで呼を転送する、そういった状況を見られているということでございます。この4パターンございまして、左のパターンが番号指定事業者が主にやっているパターン、右側が主に番号非指定事業者がやっているパターンということになるかと思っております。

それでは、おめくりいただきまして、7ページをお開きいただければと思います。海外の制度との比較ということでございまして、マイクロソフト社から、ヒアリングにおきまして、同社がサービスを提供する24か国と、我が国の制度との比較を示されておりますので、それを簡単に整理したものでございます。

まず上の表は、番号の使用に関する条件の比較ということで、我が国の条件、4つございましたけれども、それと諸外国の状況を比較しているという状況でございます。それなりに異なる状況が見られるかなと思っております。

それと、不適正な利用に関する米国での取組例ということで、これもマイクロソフト社から情報提供がありましたけれども、その状況を簡単に紹介しているところでございます。

では、8ページをお開きいただければと思います。今回ヒアリングで御意見をいただきました事業者からの要望ということで、整理をさせていただきました。まず、KDDIさん、ソフトバンクさん、NTTコミュニケーションさん、いわゆるキャリア系の皆さんにつきましては、NTTコミュニケーションズさんからは、後で御紹介します一部ルールの見直しの要望がありますが、KDDIさんがおっしゃっておられますように、利用者の利便性の向上と、不適正な利用を抑止するための規律を適正にバランスをとることが重要である。あるいはソフトバンクさんも、不適正利用の防止をするに当たって、電気通信番号計画上の条件の遵守を引き続きやってほしいといったような御要望でございます。他方で、JUSAさん、あるいはそのJUSAさんの関連団体の皆さんでございませけれども、まずJUSAさんの御要望、一番上でございますが、御覧いただければと思います。3点ございますけれども、まず1点目が識別音です。通知音を入れることのメリット、デメリットを勘案して、再度その必要性の検討が必要ではないか。2点目が、新たな規制を課す前に違反事業者、犯罪利用を繰り返し発生させる事業者の指導、検挙等を進めることが必要ではないか。3点目が、適切に認定を受けている事業者を顧客等が確認できるように、番号使用計画の認定番号の掲示義務を課すべきではないか、こういった御意見をいただいているところでございます。下の方に、まほろば工房さん、三通テレコムさん、マイクロソフトさんの御意見がございませけれども、諸外国と比較して不利にならないようにですとか、あるいは日本の産業競争力を促進できるように、こういった観点を踏まえながら議論するよう、御意見をいただいているといった状況でございます。

では、9ページをお開きいただければと思います。最後、方向性案ということで、こちらのほうは最初の入り口での検討のための方向性案ということでございませけれども、6点ほど書いております。1点目は電話転送役務の認定を受けている者の状況でございませ。2点目は、個人向け、法人向けに様々なサービスが提供されていること。3点目が、電話転送役務がテレワークの一層の推進に不可欠なサービスとして、今後ビジネス利用を中心に重要性が高まっていくのではないかとといったような点、4点目が、諸外国においても同様の状況であるといったようなことを示しております。5点目でございませけれども、これまでも議論がありますとおり、固定電話番号を使用した電話転送役務につきましては、特殊詐欺のツールとして利用されている実態がございませるので、こうした一部の不適正な利用によ

って、消費者の利益を阻害している状況も引き続き見られているということ。最後、6点目でございますけれども、新型コロナウイルスの感染が拡大し、働き方改革、社会のデジタル化の一層の推進が課題となる中で、今後の制度の在り方の検討に当たりましては、多様なサービスの創出の芽を摘むことなく、また、その一方で消費者の利益を阻害しないよう、両者のバランスをいかに確保していくのが重要と考えられないかといったような整理をしているところでございます。

では10ページからでございますけれども、電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件の話に入りたいと思います。

11ページをお開きいただければと思います。論点4つございます。まず一番上、地理的識別性の確保の観点から、本人特定事項や番号区画内における活動の拠点の有無を確認することにつきまして、引き続き固定電話番号使用の条件とすべきかどうか。2点目が、最終利用者の活動の拠点について、固定電話の責任分界点が設定され、かつ、その場所において端末設備等を接続して転送によらない固定電話サービスの利用をできる状態であれば、データセンターや通信局舎なども可としていることについてどのように考えるかと。3点目は2点目に関連してヒアリング対象事業者から要望のあった、データセンター等において、V o I Pゲートウェイを設置しないことについてどのように考えるか。そして最後4点目が、データセンターなどにおいて転送することを許容とした場合、電話転送役務の定義について見直す必要があるかどうか、あるとすればとどのように変更すべきかといった論点を掲げてございます。

このページの、下部のほうに電話転送役務の定義、これを書いております。アンダーラインを引いておりますけれども、利用者の端末設備等に着信した通信を、これを自動的に転送することといった定義になっておりまして、6ページでお示ししましたパターンを踏まえますと、若干そぐわない面がでてきているのかなという気がしております。

12ページをお開きいただければと思います。これが今回ヒアリングにおきまして、NTTコミュニケーションズさんからいただきました御要望の内容でございます。まず、下のほうに現行制度というものがございます。この絵を見ていただければと思いますけれども、まさに利用者の活動の拠点、居所に端末系伝送路設備が引かれて、そこに端末設備をつなぐ窓口があるということで、これが仮に通信局舎内に同じようにある場合には、それは運用で許容しているということでございますが、今回のNTTコミュニケーションズさんの要望は、その上の図にありますとおり、通信局舎内等において、このV o I Pのゲートウェイ、これ

を不要にしたい。すなわち、端末設備を接続しても通話ができない状態というようなことでございます。もともとOAB～J番号につきましては、端末系伝送路設備と端末設備を識別する番号ということで整理をしてきてございます。そういった原則と少し離れるかなということが挙げられますし、また、この端末設備は不要ということになりますと、端末系伝送路設備の扱いもどうするのかといった議論もあるかと思えます。いずれにしましても、この件につきましては、ほかの事業者にも同じように御意見を聞いたところ、現状どおりでよろしいのではないかとといったような御意見をいただいているといったような状況にあるかと思っております。

おめくりいただきまして、13ページ、委員等の意見ということでございます。一番下に、今申し上げたNTTコミュニケーションズさんの御意見ありますけれども、総じて地理的識別性を確保、維持していくべきではないか、そういった意見が多いと考えております。

14ページをお開きいただければと思います。方向性の案ということでございまして、まず上から、固定電話は国民生活や社会経済活動において重要な役目を担うことが期待されており、引き続き、地理的識別性及び社会的信頼性を確保していくことが重要であると。このため、引き続き本人特定事項や番号区画内における活動の拠点の有無を確認するという条件を課していくべきではないか。また、利用者が勤務・居住する活動の拠点に固定端末系伝送路設備の一端が設置されることを引き続き原則とすべきではないか。4点目、他方で、その一端の設置場所につきましては、利用者の実際の居所とはせずに、同一の番号区画内のデータセンターや通信局舎とすることも許容しております。5点目、利用者の利便性の観点からは、利用者の実際の居所及びデータセンター等が同一の番号区画内に存在するという条件の下で、引き続き許容していくべきではないか。この場合において、端末系伝送路設備の一端については固定端末設備等を接続できるようにし、転送によらない固定電話を利用可能な状態としておくべきではないかというように整理をさせていただいております。最後、転送の定義でございますけれども、利用者の実際の居所ではないデータセンター等において転送を許容するのであれば、転送すべき呼が着信する端末設備等に関しては、利用者にも所有権・利用権があると明記する必要まではないのではないかと考えております。もともと、6ページのパターン1のように、端末設備に着信しないパターンも見られますので、全体として見直しが必要ではないかというように考えているところでございます。

15ページをお開きいただきまして、次は通話品質の基準、緊急通報の基準ということでございます。

16ページをお開きいただければと思います。まず、緊急通報の論点でございますけれども、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがある場合に、当該緊急通報を不可能とする措置等を講じることについて、引き続き固定電話番号使用の条件とすべきかどうか。2点目が、単一のコンタクトセンターや単一の商用電話取次サービスなどの海外事例について、どのように考えるかという論点でございます。

次が品質確認の話でございます。現行条件である、050IP電話の総合品質相当の品質を満たしていることの確認が行われていること、または、その確認が行われていない場合においては、確認が行われていない旨を通知するための措置等を講じることについて、引き続き条件とすべきかどうか。確認が行われていない旨を通知するための措置としては、一般にはプププという音を出して相手に知らせるといったようなことが行われているところがございます。下から2ポツ目でございますけれども、これらの措置等への対応につきましては、経過措置を設けている関係で、対応済みの事業者と未対応の事業者の双方が存在するところ、事業者の意見としては、利用者が意図的に未対応の事業者のサービスを選定することがある、こういった指摘についてどのように考えていくか。さらに一番下でございますけれども、品質確認がされていないことの通知につきましては、日本独自の制度であり、サービスの海外展開の支障になっているといったような御指摘もありましたが、どのように考えるかといった点を論点にさせていただいております。

おめくりいただきまして、17ページになります。緊急通報の海外の制度との比較ということで、下の表でございますけれども、AとBというところを御覧いただければと思いますが、国によっては単一のコンタクトセンターを設置しているところ、単一の商用電話取次サービスを設置している、こういったような状況が御紹介されているところがございます。

18ページをお開きいただければと思います。委員等の意見ということで、委員の方からは、1点目、利用者の目線で見れば、音声品質に関してはそこまで重視していないという状況もあるのではないかという点でございます。事業者の御意見としましては、1番上、JUSAさんですけども、日本は、位置が特定できない場合は緊急通報サービスを不可としている。ユニファイド通信サービスは今後急速に普及していくことから、実現に向けて、緊急機関と意見交換の場を持ちたいと、こういう要望でございます。その下、識別音の導入です。これについてはやはり費用がかかる、そして音を鳴らすことで会話を遮ってしまうというような弊害がありますと。我々としては通知音をなくしていきたい、こういう要望でございます。以下、緊急通報、識別音につきまして、JUSAさんの会員からも同様の御意見が見られ

ているという状況でございます。

おめくりいただきまして、19ページでございます。方向性の案ということで整理をさせていただきました。まず1点は緊急通報です。発信転送による緊急通報に際しまして、固定電話番号等を緊急通報受理機関に通知することは、緊急通報の利用者を誤認させるおそれが多からずあると。このような誤認が起こらないように、発信転送を提供する事業者では、緊急通報を不可能とする措置を講じているほか、顧客に対しては転送によらず、携帯電話からの通常の緊急通報を行うよう案内するなどしているところでございます。発信転送を行う場合は、固定電話番号等の送信による緊急通報の利用者の誤認が起こらないように、引き続き緊急通報を不可能とする措置を講じるべきではないか。他方、発信転送による緊急通報を取り次ぐためのコンタクトセンターなどの仕組みにつきましては、海外において有効な手段となっていることが関係事業者からも指摘されています。こうした仕組みを構築することにつきましては、緊急通報受理機関側の対応の可否が重要となりますことから、関係者間で慎重に議論を進めていくことに意義があるのではないかとといったような整理にさせていただきます。

その次は品質確認の関係でございます。1点目、固定電話サービスは、他の電話に比べて高水準の通話品質が確保されておりますけれども、固定電話番号を使用した電話転送役務につきましては、転送区間に固定電話網以外が含まれる場合は、それらと同等水準になり、特にインターネットを経由する転送については、通話品質が保証されないといったような状況がございます。通話の相手が電話転送役務の利用者であることを知らずに、通常の固定電話への発信と区別できない者にとっては、固定電話番号に発信した際には、音声品質について一定の期待もあると考えられます。このため、050IP電話相当の品質が満たされていることを確認することについては、引き続き原則とすべきではないか。他方、品質確認がされていない場合における、その旨の通知につきましては、音声伝送サービスであることから、通知音挿入以外の方法は考えにくいところ、その通知音を挿入することで、疎通直後の会話が遮られるという不便も存在し得るところでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、テレワークの一層推進によって、電話転送役務の需要の拡大が見込まれる昨今、円滑なコミュニケーションを実現するため、利用者利便を損なうおそれのある措置については好ましくないと考えられるのではないかと。最後、品質確認がされない場合の通知音の挿入に代わる手段として、電話転送役務の提供者や業界団体をはじめとする関係者が、転送電話では、インターネット区間等を経ることで通話品質が保証されないことが

ある旨を一般に周知していくことの適否につきまして、検討が必要ではないかといったような整理をさせていただいております。

では、次に4番の特殊詐欺等の現状・対応でございます。21ページをお開きいただければと思います。論点が2つありますけれども、最初の論点、先に小さいポツから御説明します。固定電話番号を使用した電話転送役務につきましては、まさに携帯電話から電話する場合であっても、相手に固定電話番号を表示させることができることから、特殊詐欺等のツールになっている実態がございます。その下のポツ、総務省では犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）の適正な運用を行っているとともに、オレオレ詐欺等対策プランを踏まえまして、関係省庁と連携して対応を行っております。上の四角のポツに戻りまして、今後とも特殊詐欺による被害防止対策を推進していくために、引き続き関係省庁と連携して取組を進めていくことが適当と考えられないかと。次の四角でございますけれども、各事業者等においても、特殊詐欺による被害防止に資する取組を行っている例も見られております。今後とも可能な範囲でこうした取組を行っていくことが望まれるのではないかとといったような論点にしております。

その下、委員等の意見でございます。まず1点目、過去の電話詐欺に関する新聞記事におきまして、捜査関係者によりますと、詐欺グループは元請再販業者が転売した2次、3次の再販業者から入手して、足をつきにくくしていること。都内で2019年に起きたニセ電話詐欺の9割は固定電話番号が使われていたことなどの状況が報じられています。その下、事業者等の御意見でございますけれども、不適正な利用の認知に関しまして、事業者自ら認知することはなかなか難しく、警察からの情報に基づいた場合に対応しているといったようなことが、各社述べているところでございます。

22ページをお開きいただければと思います。特殊詐欺等に関する報道ということで、前のページで申し上げた、委員からの御指摘ありましたが、河村委員からプレゼンの資料の際に御提供いただいた資料でございます。タイトルにありますとおり、ニセ電話詐欺、転送電話番号偽装とか、こういったことが報道されておりますし、上から3段目ぐらいですか、先ほど2次卸、3次卸みたいな話がありましたけれども、それが上から3段落目に書いておりますので、御確認いただければと思います。

では、23ページをお開きいただければと思います。特殊詐欺の現状と取組ということで、まず概要ですが、1ポツ目でございますけれども、令和2年の特殊詐欺の認知件数は1万3,550件、被害額が285億円という状況でございます。左下にグラフがありますけれども、

昨今少し減少傾向にはありますが、依然として高い傾向にあるということかと思えます。その右でございますけれども、政府の取組ということで、令和元年6月にオレオレ詐欺等対策プランを決定し、総務省においても警察庁と連携して、この①、②に記載する特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止措置、指導監督の強化等を実施しております。

24ページにこの①の話がありますので、御紹介申し上げたいと思えます。令和元年9月から、犯罪に利用された固定電話番号の利用停止措置を開始しております。具体的には、警察の要請に基づいて固定電話番号を提供する電気通信事業者が利用停止にする。そして一定の基準を超えて利用停止要請の対象になった固定電話番号の契約者に対しては、電気通信事業者が連携して、新しい電話番号の提供を一定期間行わない、こういう措置を実施しているところでございます。令和2年中は、警察の利用停止要請に基づいて、3,378件の利用停止が実施されているという状況でございます。下がその仕組みのイメージ図でございますけれども、まさに警察機関からの要請に基づいて、①利用停止、②提供拒否、といった対応をしているという状況でございます。

25ページをお開きいただければと思えます。個別の例でございますけれども、電気通信事業者による特殊詐欺対策サービスの例ということで、御紹介を申し上げたいと思えます。これは通話録音機能付きの端末を使って取組をしているということでございますけれども、まず、通話相手から電話があったときに、着信時に通話内容を録音しておりますという旨のガイダンスが流れるそうでございますが、このサービスの概要のリード文にございまして、通話録音機能付き端末から録音した通話内容をクラウド上に転送し、AIが内容を解析すると。特殊詐欺であると疑われる等の場合には、あらかじめ登録した者にメールなどの送信をするといったような取組の例がございますので、この際御紹介させていただきました。

26ページをお開きいただければと思えます。方向性の案ということでございますけれども、1点目、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺は、令和2年において認知件数が1万3,550件、被害が285億円と、依然高い水準にございます。特殊詐欺の被害者は、65歳以上の高齢者が8割を占めるとされ、また、特殊詐欺を行うツールとして、固定電話番号を使用した電話転送役務が利用されている実態がございます。こうした状況を踏まえまして、特殊詐欺から高齢者等を守るための政府全体の取組方針として、オレオレ詐欺等対策プランが策定され、関係省庁において施策を推進することとされております。総務省におきましても、これまで関係省庁と連携して、以下の取組を実施してきておりまして、引き続き

政府全体として取組を進めていくことが適当ではないかと。なお、前のページでも御紹介しましたけれども、各電気通信事業者等において、こうしたサービスをはじめとして、特殊詐欺の防止に資する取組を可能な範囲で推進していくのが望ましいと考えられるのではないかとといった形で整理をしております。

27ページからは、5. 不適正利用に関する電気通信番号制度の上の課題は何かといったことで、28ページをお開きいただければと思います。まず論点でございますけれども、4つの論点で整理をしました。まず、いわゆる不適正利用の実態を踏まえまして、電気通信番号制度の運用上の観点からの問題点、課題をどのように捉えていくかと。2点目が、固定電話番号を使用した電話転送役務を提供する電気通信事業者は、電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がございますが、こうした認定をめぐる制度運用に課題はあるかと。3点目が、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供に関しまして、不適正利用に結びつきやすい役務提供上の課題ですとか、社会環境の変化等が考えられるか。この点、事業者間での卸役務の提供、あるいは多様なオフィスの出現などの影響をどのように考えるかと。最後が、電気通信番号制度の理解が、消費者、事業者には十分行き届いているかといったようなことを論点にしております。

その下、委員等の意見ということで、まず委員の方から、地理的識別性が確保されていない実態に関し、その適切性を担保するのは、総務省から直接的に固定電話番号の指定を受ける事業者が対応するべきではないかといったような御意見もいただいております。その下、平成30年の情報通信審議会の答申に基づき、ルールが制定されておりますが、悪質商法や詐欺というのが、新ルールの経過措置中であるため防止できていないのか、あるいはその新ルールに不備や抜け穴があるのかは、消費者側からは不明であると。まず、現状把握・分析した上で、実効的な対応を考えていく必要があるのではないかと。3点目が、消費者だけではなくて、正当に転送電話を利用する事業者の利益、0AB～J番号の信頼性、識別性を守るために、不正な利用ができないルールの徹底が引き続き求められるのではないかと。そして事業者のほうからは、JUSAさん等からですけれども、協会が行う調査において、違法な事業者と思われる事業者も確認ができています。これを放置することが、番号認定制度においてモラルハザードを起こすものと考えられるので、まずは指導、検挙等を進めていくことが必要ではないかといったような御意見をいただいているところでございます。

29ページでございますけれども、不適正な電話転送利用に対する電気通信事業者の取組ということで、各社がどのような取組をしているかというものを整理したところでござ

います。後ほど御確認いただければと思います。

30ページをお開きいただければと思います。方向性案でございます。まず上から1点目でございますけれども、これは繰り返しにはなりますが、平成30年に新しい電気通信番号制度を整備し、固定電話番号を使用した電話転送役務を提供する事業者に対しては、電気通信番号の卸提供を受ける場合であっても、総務大臣の個別の認定が必要な制度としており、現在83社が認定を受けて電話転送役務を提供している状況にあるということでございます。3ポツ目、不適正利用に関し、現状、以下の点が電気通信番号制度における課題、あるいは今後の留意すべき事項として考えるのではないかとといったふうに整理をしております。

まず①番、電気通信番号制度運用上の課題ということで、3点あげております。1点目は、電気通信番号使用計画の認定を受けずに、固定電話番号を使用した電話転送役務を提供している事業者が存在すると考えられる。2点目が、電気通信番号使用計画の認定を受けていても、固定電話番号を使用した電話転送役務の条件である本人確認などを適切に実施していない可能性もある。3点目、行政として、上記のような事例に対する是正等の対応が、必ずしも十分とは言えない。こういう状況があるのではないかと考えております。下3点でございますけれども、上記の課題に関連しまして、改正電気通信事業法の施行に際し、一定の経過措置を設けております。繰り返しになりますけれども、現在この経過措置の期間中であることが、不適正利用を防止できない理由であるのかといったような御指摘もございました。この点、現状におきまして例外的なサービスが存在し得ることは事実でございますし、その可能性も完全に否定できるものではございませんが、当該経過措置の適用を受ける電気通信事業者は、平成30年の電気通信事業法の改正前からサービスを提供する電気設備事業者に限定されておまして、加えて、当該経過措置の適用を受けるためには、総務大臣の認定を受けることが求められておりますので、経過措置を認定していることが不適正利用を防止できていない、その主たる要因とまでは言えないのではないかとというふうに考えております。一番下、なお、当該経過措置につきましては、新制度移行に伴う措置として一定の役割は果たしてきたと思っておりますけれども、当該経過措置において許容してきた措置の廃止を含めた見直しの検討が必要ではないかというふうに整理をしております。

31ページをお開きいただければと思います。②番、卸電気通信役務等を巡る現状や社会環境の変化等から留意すべき課題ということで、電気通信番号制度上の課題が生じる背景として、例えば以下のような点が考えられるのではないかと。1点目、固定電話・電話転送役務について、卸電気通信役務が提供されていますが、2次卸、3次卸も行われていると承知

しております。卸電気通信役務の提供は、一般には大規模な事業者から小規模な事業者に行われているものと考えられ、こうした小規模な事業者において、制度への理解・対応が十分ではない可能性があるのではないかと。2点目、利用者約款による固定電話に係る電気通信役務の提供を受けて、電話転送役務を提供する事業者の存在も想定されるところでございます。3点目、働き方の変化等によって、レンタルオフィス、あるいはバーチャルオフィスのニーズが増加し、このような環境下においても電話転送役務が利用されておりますけれども、こうしたオフィス等の関係者において、制度への理解・対応が十分でない可能性があるのではないかと。最後、4点目が、電話転送役務に関する電気通信番号制度の周知が、必ずしも十分行き届いていない可能性があるのではないかとということで、上記の①番、②番の課題や留意事項を踏まえて、不適正な利用の防止等に関する今後の取組・対応を検討すべきではないかといった形で整理をさせていただいております。

最後、6. 不適正な利用実態を踏まえた今後の取組・対応ということで、33ページをお開きいただければと思います。前の5ポツまでの整理を踏まえまして、電気通信番号制度を運用する上で、今後どのような取組・対応を行っていくべきかと。5ポツの論点において整理したとおり、その取組・対応として、①、制度運用の適正性の確保、②、卸電気通信役務等の提供の際、不適正利用の防止を念頭に置いた卸元事業者・卸先事業者に求められるルール化の検討、3点目、消費者及び事業者の理解に資する、電話転送役務に関する周知・広報の一層の充実ということを論点として掲げております。

委員等の意見ということで、委員の方からは、まず1点目、地理的識別性に違反している番号をどこかに通知する窓口が必ず必要なのではないかとというような御意見をいただいております。その下事業者等ということで、まずJUSAさんから、番号使用計画の認定番号の表示義務を課すことで、その適切性を顧客等が確認することができるため、導入に向けて議論してほしいというような御意見がございます。そして一番下、三通テレコムさんからですけれども、卸電気通信役務提供の際、卸先事業者自身に電気通信事業法に基づく届出・報告義務や、犯罪収益移転防止法に基づく取引の本人確認を重視するよう、再販契約書において定めているそうでございます。また、卸先がまた別の電気通信業者に再販売しようとするときは、事前に当社の承諾が必要であることも定めており、こういった取組を実施しているということでございます。こうした取組に関しまして、上から3行目、NTTコミュニケーションズさんからは、こうした再販売時の留意事項や、違反した場合の違約契約を交わすことも一定の効果があるのではないかとというような御意見、他方で下から2行目なります

けれども、こういったことを法令で義務化したとしても、現在特殊詐欺で起こっているような主たる犯罪利用の削減に効果はなく、多大なコストを事業者に強いてまで行う規制ではないのではないか、こういった意見もあるところでございます。

34ページをお開きいただければと思いますけれども、方向性案ということで、以下の取組をやっていくことが適当ではないかということで3点書いております。まず1点目、制度運用の適正性の確保ということで、ヒアリング等において固定電話番号を使用した電話転送役務を提供しているにもかかわらず、電気通信番号使用計画の認定を受けていない事業者が存在し、こうした事業者に対する検挙・指導を進めるべきとの意見がございまして。総務省においても、認定を受けていない事業者への指導等をこれまで行ってきておりますけれども、制度運用の安定性、あるいは適切性を確保し、利用者が安心してサービスの利用をできる環境を整備していく観点から、当該事業者に対する指導等の取組を一層充実させていくことが重要と考えられるのではないかと。このような取組を進めていく上で、その実効性を確保する等のため、日頃から行政、電気通信事業者等が情報共有を行うなど連携し、問題事例が生じた場合の対応方策をはじめ、諸課題の改善に向けて連携して取組を進めていくための連絡会、こういった組織を設置することも求められるのではないかと。

2点目が卸電気通信役務のルール化でございまして。現状固定電話役務や電話転送役務の卸電気通信役務の提供が行われており、新聞報道等を見ますと、元請再販業者が転売した2次、3次の再販業者から番号を入手といったような方法も見られております。このため、固定電話役務等の卸電気通信役務の提供を行う際に、電気通信事業者間において、不適正利用の防止に資する対応を検討していくことが重要と考えられるのではないかと。この点、卸電気通信役務の提供に際し、再販契約書において、卸先事業者に対して関係法令に基づく必要な対応を遵守することや、さらに再販売をする場合に、事前に卸元事業者に承諾を得ることを定めている事例があります。その効果を疑問視する意見もありますけれども、こうした卸電気通信役務の提供における卸元に求められる対応として、今後幅広く意見を聞くことなどを通じて、そのルール化についても検討していくことが適当と考えられないかと。最後、また、固定電話回線をユーザー約款により契約して、当該固定電話回線により電話転送役務を提供したり、再販売するケースも想定されます。こうしたユーザー約款により契約が行われる場合にも、これ一定の場合に限るかと思っておりますけれども、上記の卸電気通信役務の場合と同じようなルール化の適用が可能かどうか、こういったことについても幅広く意見を聞くなどを通じて、検討していくことが考えられないかとしております。

35ページをお開きいただければと思います。利用者・事業者等への周知広報等ということで、電話転送役務に係る電気通信番号制度につきまして、利用者・事業者双方の理解が深まるよう取り組むことが不適正な利用の防止に資すると考えられ、こういった周知広報を適切に行っていくことが重要と考えられるのではないかと。このため、総務省においては、今後も電話転送役務に係る電気通信番号制度の一層の周知・広報に努めるとともに、当該電気通信事業者が電気通信番号制度に関し必要な手続を受けているものであることを、利用者、事業者が確認することができ、利用者等がより安心して電話転送役務等を利用することができるようにするため、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供に係る電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者名等を公表することなどについて、検討することは考えられないかと整理をさせていただいております。

最後36ページ、バーチャルオフィスの関係でございます。論点としては、バーチャルオフィスにおける電話転送役務の利用の実態を踏まえまして、制度の適用の考え方について、改めて整理・周知するべきではないかといったような論点にしております。

委員等の意見ということで、委員の方からは、3年前とバーチャルオフィスの状況が全然変わっていないではないかといったような御指摘をいただいているところでございます。事業者の方からは、総じて言えば、下から2段目のまほろばさんの意見に大体集約されるかと思えますけれども、このアンダーラインの部分です。バーチャルオフィス事業者であっても、その者が電話転送するサービスを行っている場合は、電気通信事業者として事業法の規制を受けることから、現行の規制の中で十分に規律することが可能であろうといったような御意見をいただいているところでございます。

最後、37ページでございますけれども、方向性案でございます。6点書いておりますけれども、まず1番目、「バーチャルオフィスとは」ということで、何か決まった定義があるということではないと思いますが、ビジネス等を行う者が、物理的なオフィスを構えることなく、法人登記のための住所をバーチャルオフィスの運営者等から借りて、当該住所をオフィスとする仮想のオフィスなのであろうと。各種の情報を参照しますと、バーチャルオフィスの運営者は、同オフィスの利用者に対しまして、電話転送、電話受付代行、郵便物の転送などのサービスを行っていると考えられております。バーチャルオフィスにおける電話転送役務の提供例を見ますと、バーチャルオフィスの運営者が同オフィスの利用者、すなわち、最終利用者に対して、最終利用者が現に居住している場所のいかんにかかわらず、バーチャルオフィスの住所貸しと、電話転送役務を提供しているものが見られます。すなわち、最終

利用者はバーチャルオフィスの住所と異なる場所に活動拠点を置きながら、固定電話番号を使用した電話転送役務の利用が可能となっている状況が見られていると思います。この点、現行の番号の使用条件に照らしますと、固定端末系伝送路設備の一端が設置されているバーチャルオフィスの住所と、最終利用者の実際の活動の拠点が同一の番号区画内に存在しない場合には、条件を満たしていない状態が生じていると考えられます。4点目、バーチャルオフィスの運営者が最終利用者に電話転送役務を提供することは、電気通信事業に該当するものと考えられ、電気通信事業法の規律が適用されます。バーチャルオフィスの運営者は、電気通信番号使用の条件に従い、電気通信役務を提供するということが求められます。5点目、現状バーチャルオフィスにつきましては、行政に問合せがあれば、法人登記をしたバーチャルオフィスの住所は、最終利用者の活動拠点ではないことは説明する等の対応を行ってきておりますけれども、繰り返し申し上げている、経過措置の適用を受ける電気通信事業者には、設備設置拠点確認、設備設置の確認等の番号使用の条件の適用を一部免除していることなどもありまして、これらのバーチャルオフィス等における電気通信番号制度上の適用関係も必ずしも明確にしてこなかった経緯がございます。以上を踏まえまして、最後でございますけれども、総務省においては、以下の2点の対応をする必要があるのではないかと、1点目が電気通信番号使用計画の認定の申請に関する手引きというものを作成・公表しておりますけれども、これを改正するなどによりまして、バーチャルオフィス等の運営者、最終利用者に対する固定電話番号を使用した電話転送役務の提供に係る電気通信番号使用の条件の適用関係について、分かりやすく整理の上公表すること。既に電気通信番号使用の条件を満たさない利用者が存在する場合には、当該最終利用者において適正な電気通信番号の利用となるよう、関係事業者とも連携しつつ、制度の厳格な運用を図ることと整理をさせていただきます。

少し長くなりましたけれども、説明としては以上でございます。よろしく願いいたします。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、御質問、御意見をお願いしたいと思っておりますけれども、その前に柴田先生がつながったようでございますので、一言御挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。

【柴田専門委員】 柴田でございます。このたびは接続がうまくいかず、大変失礼いたしました。香川大学法学部に所属しております。また、専門は経済法でございます、特にド

ミナントの利用者の乱用規制ということで研究を進めております。今後とも、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

以上です。

【相田主査】 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま御説明いただきました内容、かなり大部にわたりますので、一応前半と後半に切って、御意見をお受けしたいと思ひます。まずは前半の、論点でいいますと、その番号でいいますと、1、2、3につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願ひしたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、チャット欄に記入いただければ、私のほうで順次指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにして発言いただいても結構です。

それではまず、猿渡先生、お願ひいたします。

【猿渡専門委員】 猿渡です。説明ありがとうございます。かなりまとめるのが大変な資料だったんじゃないかなと思ひます。

まず2ページ目から始まる、1個目ですね。動向に関してなんですが、リモートワークの急激な普及があつて、転送電話のサービスが重要になっていると。ただ、悪用とも関係するので、バランスが必要だよねということかと思ひんですが、ここは100%同意、あとはバランスをどうするのかというのが、ほかのところとも関係する全てかなと思ひます。

で、論点の2番目が、何ページ目になりますか、10ページ目ですね。10ページ目からで、条件でNコムの話ですね。技術的に可能なことは全部可能なようにしたいという気持ちは分かるんですが、さっきのバランスという観点を考えると、まだ悪用がどうなっていくのかというのが現状は見えてこないと。ちょっと今回の範囲には入っていないんですが、30ページ目に議論されていること、結構重要かなと思ひていて、今までちょっと経過措置中だったということもあつて、その経過措置が終わつて、しっかりと制度運用をしていくとどうなるのかというのがまだ見えていないところがあるので、Nコムの案はちょっと時期尚早ということで僕も同意です。

3番目の論点は、15ページ目から始まるやつですね。ここは結構悩んだんですが、個人的には、18ページ目とかが分かりやすいですかね。0AB～Jに関する地理的識別性が重要で、音声品質はそこまで重要じゃないんじゃないかと思ひているんですが、ちょっとよく分からないところもあつて、今回、050のIP電話相当、それが満たせない場合には通知

音を挿入すると。050IP電話って、音声サービスの中でも一番低い基準で、家の電話、携帯電話よりもさらに低い基準で、そこすら満たすことができないもので、すごく重要な転送電話のビジネスって何なんだろうというのがちょっとよく分からなくて、18ページ目でいうと、1、2、3、3ポツ目で書いてあるコードレスフォン、携帯電話、この携帯電話はクラスBに入るので、通話品質は安定しているのもので、通知音は要らないと思うんです。なので、そこをどう考えればいいのかということ、ちょっとまだ答えは出ていないんですが、そこら辺がもうちょっとクリアにならないと、ちょっとそこら辺、個人的には決められないかなと思っています。

緊急電話のほうも、これは今回別でやっている音声伝送携帯電話番号の指定の在り方でもあったんですが、緊急電話はすごく難しいシステムで、通信事業者、緊急電話できるネットワークを持っている通信事業者がどう協力するかという話もあるので、そう簡単にはいかないだろうなというふうに感じていますけれども、今後のことを考えると議論は必要なかなと思ったという感じです。

僕からは以上になります。

【相田主査】 ありがとうございます。

では、続きまして森委員、お願いいたします。

【森専門委員】 ありがとうございます。私のほうから、今の該当部分ですと、まずはその論点の2番目なんですけれども、15ページの電話転送の方向性の3ポツのところですが、活動の拠点に対して、固定電話番号により識別される伝送路設備の一端が設置されることを引き続き原則とすべきということで、これについて異論もあるわけですが、私はこの方向性に賛成です。

ちょっとその考え方を申し上げておきますと、12ページの図が分かりやすいと思うんですけれども、地理的識別性というものは、これはもうただただ拠点があることの信頼性ということですので、そういう意味では、伝送路とかあまり理屈上は関係がなくて、ここにおうちの絵が書いてありますが、この居所等としてしっかりしたものがあればいいのだろうなと思います。ただ問題は、その居所等でしっかりしたものというのはどういうものなのかということなんですけれども、それこそさっきのバーチャルオフィスじゃないんですが、今や電話も転送されますし、郵便も転送されますし、何をもってそこに間違いなく居所等があると、その地理的識別性の信頼に足る実態があると言えるのかということが、非常に難しい話になっているわけですし、それを電気通信事業者として把握することができる状態が、こ

の固定電話を接続して転送によらない電話サービスを使える状態ということかなと思えますので、結局今のところ、現行制度をこの12ページの下に書かれているようなことをもって、利用者の居所等の実態性を確保するという事しかないのかなというふうに、現時点では考えています。これが1点目です。

2点目は論点3のほうでして、19ページを御覧いただきますと、緊急通報の方向性の2ポツのところ、発信転送を行う場合は、固定電話番号の送信による緊急通報の利用者の誤認が起こらないように、引き続き緊急通報を不可とする措置を講ずるべきじゃないかということで、これに私も賛成です。その前の17ページに、海外とのこの緊急通報のドラステイックな違いが書かれていまして、禁止しているのは日本だけよと。むしろ外国では義務なのよということなわけなんですけれども、多分その地理的識別性というものがあるのかなのかという話があると思えますので、その地理的識別性のところを完全に規制緩和すれば、もちろんそんな誤認もへったくれもなくなるわけですので、そういう意味で、地理的識別性をいまだ持っていて、それを守ろうとしている日本の制度の下では、緊急通報不可ということによろしいのではないかなと思えます。

以上です。

【相田主査】 はい。ありがとうございました。

では、続きまして河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。特殊詐欺に関して、それに対する警察の取組ですとか、電話機の機能で被害を防ぐ方法などが書いてあるのですが、あれは犯罪の話です。しかし、観点はそこだけではなくて、数年前、および先日の消費者の立場としての意見発表でも私が主に申し上げたかったのは、消費者相談の現場では、特殊詐欺だけではなくて悪質商法、つまり犯罪とまではいかないけれども、03の番号を転送機能を使って、住所を偽って東京からかけているかのように見せかけ、例えばリフォーム工事で高いお金をとったりと、いろいろな例があるわけなんですけれども、そういうことのために固定電話の転送が使われるから信頼性が必要なんですということを申し上げたつもりです。真っ黒な犯罪の場合だけじゃないところで、消費者に影響を及ぼしています。グレーな領域で消費者被害をもたらすものを防ぐことも重要だと今一度申し上げたいと思います。善良な事業者さんたちに使っていただく転送電話であるならば、まずは固定電話を使っているから転送したいはずなんです。私は、はっきり申し上げますと、6ページのパターンの4みたいなものを許容しますと、結局はそのグレーなことを考える人たちの需要がとても高まると考えています。これこそ

がもう、何というのでしょうか、売りみたいになってくるのです。そもそものところで、固定電話番号を割り当てて、固定電話番号の使用を可能にさせるということから見て、こういう機械化は本当によろしいんですかと私は思います。善良な使い方をする人々のためのルールにしていくべきだと思っています。

質問なんですが、12ページの要望事項のところに「通信局舎を番号区画内の最終利用者の活動の拠点とみなす場合に」とあります。通信局舎を活動の拠点とみなすということは、現在許容されていることなのかどうか教えてください。不要とすることというのは要望だと思っているのですが、みなす場合というのは今もあるということによろしいでしょうか。質問です。

【相田主査】 はい。ありがとうございました。

では、続きまして山下委員、お願いいたします。

【山下専門委員】 はい、山下です。ありがとうございます。私は、端末設備等と、それから品質についての質問が1つずつあるのと、緊急通報について1つ意見があるので、申し上げたいと思っています。

端末設備等については、例えば11ページのところに、発信転送のところで「利用者の端末設備等」に着信したというような言葉があるんですけども、どこで切れるのかということなんです。「利用者の端末設備」で切れて、その後「等」になるんだったら、「利用者の端末設備」、ないしはそれに準ずるものというふうに考えられるし、「利用者の」で切れるんだったら、とにかく利用者のもんじゃないとならなくて、その1つが「端末設備」、別にその利用者の何々、何か別の「等」というものになるもよしと、これ自明のことなのかもしないんですが、確かめさせてください。なぜそれを申し上げるかということ、例えば6ページに分かりやすい図がありますけれども、これの、結局④を認めるかどうかということ、このデータセンターにあるもの、転送装置というんですか、これが「利用者の端末設備等」として読めないのかということです。後のほうでNTTコムさんが申請していらっしゃる、分かりやすい図もあったと思うんですけども、あれも「利用者の端末設備等」と読めないのかということを確認させてください。

2つ目は品質のことです。品質についても、この6番の図で教えてもらいたいと思うんですけども、050並みの品質は保証することということなんです、一体転送電話の場合、どこからどこまでを保証すればいいのかということと、どこでその品質が基準以下になったというふうに判断できるかということなんです。パターン1ですと、局舎まで行くところ

と局舎から出るところの2つと局舎自体という3ポイントになりますけれども、パターン2になると、1ポイント、2ポイント、3ポイント、4ポイントというふうに複数のポイントになります。これのどこの品質について言っているのかということです。ちょっと元に戻ってしまって、もう自明のことだと言われるのだったら、簡単に教えてもらえればと思います。

それから緊急通報についてなんですけれども、私は、ほかの先生方とは意見が違うかもしれませんが、一応申し上げますと、緊急通報、例えば19ページに書いてあることを受けるのと、緊急通報を不可とする措置ということになっているんですけれども、私は緊急通報はできるだけ可の方向が望ましいと思うんです。日常かけるものではなくて、いざというときのライフラインなわけです。で、例えば自分の体調が悪いということであれば、自分1人の問題ですけれども、火事とか警察というのは、自分のことだけじゃなくて、その周り全体に関わることです。そうすると、03の番号だったから03だと誤認したということであっても、もし少し話をしていて、これは北海道の話をしているなというのが分かったら、ちょっと北海道につながり、そういうふうに、とにかくコミュニケーションできるということは大事なのではないかと。もしそこまで面倒を見切れないということであれば、前回は申し上げたと思うんですけれども、どこかに事例があったように、緊急通報の場合だけは転送しないような、そういう呼の回し方みたいなものがあるのではないかと。そちらのほうの方向性に向かうべきではないかと。一生に1回、あるいは数回しか使わないものですから、しかし、それは必要にかられて行うものなので、そういうふうにしたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【相田主査】 はい、ありがとうございました。以上で発言希望をいただいている方からの御発言はいただいたかと思えますけれども、私見逃している件があったら御指摘いただければと思いますが。

では、ただいまの件、今までの御発言につきまして、事務局からコメントいただく前に、私からもちょっとコメントさせていただければと思います。今もお話のあった緊急通報の件と品質の件ですけれども、緊急通報につきましては、やはり日本の特殊事情として受付台がたくさんに分かれているということで、まさに今山下委員からも御指摘ありましたが、どこにいるか分からない人から転送電話でもって03で発信するというときに、じゃあどこにつないだらいいかということで、前回そのMVNOからの緊急通報のときもありました

けれども、ちゃんとその転送事業者のほうで、そこでコントロールして、正しい通報者がいる受付台にちゃんと接続できるメカニズムを確立する、また、そのときに発信者の位置情報が正しく受付台に伝わるようにすると。そういう仕組みをつくっていただけのだったら、もちろん緊急通報をやっていただくのには大いに結構だと思うんですけども、やはり過去に緊急通報を受けて別の場所に行ってしまったというようなことがあって、緊急通報受理機関とも御相談の上、導入されている制度ということですので、なかなかその発信者情報の位置の誤認を招くような緊急通報というのは、やっぱりなかなか難しいのかなと思います。

その一方で、聴覚障害者向けの、いわゆるリレーサービスというのが、もう始まったんですけど、まだこれからでしたっけ、あれでは緊急通報も対象とするというようなことですので、ここでいうコンタクトセンターに当たるのか、何に当たるのか分かりませんが、きちんとそういうところで発信者の位置を確認した上で、しかるべき緊急通報機関に通報するというので、そのリレーサービスのほうでやられることとかというのが、もしかしたら参考になるかもしれませんが、一切緊急通報をつないじゃいけないと言っていることではなくて、そういう間違いない形でもって緊急通報受理機関に御納得いただけるような接続というのが可能であるのであれば、これは19ページにも書いてあるように、関係者間で協議を進めていくということはよろしいんじゃないかなと私としては思います。

それからもう一方、品質のほうなんですけれども、マイクロソフトさんなんかは品質が満たさないことを当事者に告知する義務規制は存在しないということを書かれておりますし、後ろのほうでは、品質確認がされていないとか、品質が保証されていないというような言葉が微妙に使い分けられているんですが、実は先ほど猿渡先生からも御指摘ありましたように、050のIP電話の品質というのは、全然大したことはありません。実はITUの規格書を見ると、Nearly all users dissatisfiedということで、ほとんどのユーザーは満足できないような品質というようなことなので、今携帯電話から固定電話、0AB～J電話をかけると3分120円、税込み132円ですか。やっぱりお金を取ってやるサービスであるからには、その050よりも低い品質であるようなものをつなぐべきではないと私としては思います。でも、じゃあインターネット区間を通るから、直ちにその音を入れなきゃいけないのかというと、必ずしもそういうわけではないわけで、恐らく今日のこの会議も、ウェブ会議もインターネットを通過して、発言される方によって音声の品質、少しずつ違うようなんですけれども、総じて言えば、多分R値でいうと70以上、クラスBというのは十分クリア

できている範囲内かと思しますので、今どきインターネットを経由したから、クラスCが確保できないということはほとんどないと思われるので、ちゃんとやはり事業者さんとしては品質をモニターしていただいて、一定時間以上クラスCの品質より落ちるといようなことがあったら、それは本当に聞くに堪えない電話なので呼を切断していただくというようなメカニズムを導入していただくというのが、正しい筋だろうと思います。確認が取れないから直ちに音を挿入する、入れるということではなく、ぜひ、ちゃんと050IP電話の品質は優にクリアしているということを事業者さんのほうで確認いただくという方向が正しい方向なんじゃないかなと思います。

ということで、全部で私含めて5人の構成員から意見いただいたところでもって、ここまでのところで事務局のほうから何かコメントいただけることはございますでしょうか。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局の藤原でございます。御質問ありがとうございます。1つずつお答えさせていただきます。

まず、先に緊急通報のほうですけれども、先ほど相田先生から御指摘がありました電話リレーサービスですが、今年の7月から始まっております。おっしゃっていたように、しかるべき緊急機関に対して、位置情報ですとか、発信者の情報を伝えることができる形であれば、直接つながるものではないんですが、そういったものを挟むということが、1つの考えかと思えます。

それで品質のほうですけれども、幾つか御質問ありましたが、050相当かどうかということで、どこからどこまでの品質を確保するのかでいいますと、転送する場所から受け取る場所までということで、通話者同士というわけではなく、転送されている区間での品質ということでございます。

それと、先ほど相田先生からもお話がありましたけれども、実際に品質の確認をしていなければ、あるいは品質は確認したが、基準を満たしていなければ、そういったときに通知音なりで、条件が満たされていないことの通知をしてくださいというのが今の制度でございます。相田先生がおっしゃっていたとおり、原則はまず確認していただくということが一応うたわれております。

あと転送に当たっての利用者の「端末設備等」でございますけれども、文字でいうとかなり曖昧に書かれているといたしますか、どこで切れるのかということでございますが、「端末設備等」自体が1つのワードとして定義をしておりますので……。

【相田主査】 11ページの下にありますね。

【藤原番号企画室課長補佐】 はい、そうですね。すみません、大変失礼しました。なので、一応「利用者の」で切れて、「端末設備等」と続くということになります。その「利用者の」というのが実際の所有権に加え、利用権といった実際使える状態になっているというような形も一応含むものというふうに現状解釈をして、運用しているというところがございます。様々御指摘がありましたパターン4は、クラウド型のPBXというようなサービスも出ていますので、そういったところも踏まえて、定義をしっかりと見直すといえますか、曖昧ではないようにしていこうというのが今回の趣旨でございます。

それから12ページのほうの、河村委員からの御指摘のありました、利用者の活動の拠点と、通信局舎なり、データセンターが同じ番号区画内にあった場合がございますけれども、現状の運用として、通信局舎なり、データセンター等に着信する場合に、同じ区画の番号、東京23区内であれば03、大阪市であれば06が使えるような形で運用しています。12ページの現行制度の点線で囲っているところの米印で書いてあるところなんですが、それぞれの居所、利用者の居所に固定端末系伝送路設備をつなげられるような、そのようなポートがしっかりあって、かつ、そこに実際に固定電話を接続すれば、転送の利用がない電話が直接できるというような状況であれば、こういったものを認めようということが現状の実態でございます。

私からは以上でございます。

【鈴木番号企画室長】 すみません、事務局、鈴木でございます。よろしいでしょうか。

【相田主査】 はい、お願いします。

【鈴木番号企画室長】 河村委員から、端的に言うと6ページのパターン4、これについていろいろな例外的なものがあるという御指摘がありました。もともとこのパターン4を認めてきた経緯でございますけれども、先ほど少し藤原のほうからもありましたが、やはりそのクラウド技術の進展を背景として、電話の交換をクラウドで行う、クラウドPBXが結構出てきております。聞くところによりますと、東日本大震災以降、自前でPBXを持っているよりは、クラウドで持つほうが結構主流になってきているといったような背景があるというふうにも聞いております。したがって、そうした状況を踏まえて、利用者利便の向上、あるいはこういった多様なサービスを事業者間で競争していただく、そういうことで、全体として利用者の利益にかなうのではないかと。こうしたサービスを排除しなくてもいいんじゃないかといったようなことで、パターン4とか、パターン3とか、こういったものも、この青の枠で書いておりますけれども、番号区画内にちゃんとその利用者の居所があ

って、同じ番号区画内のデータセンターであれば、あるいは同じ番号区画内の居所であればということで、これについてもパターン2と同じように認めてきているというような状況があるところでございます。あと、仮にこういったパターン4みたいなものを認めないと、番号非指定事業者も含めたサービスが全体として広がっていかない、そういった懸念も少しあるのかなと思っているところでございます。

それと河村委員のほうから、固定電話の売り方についても議論が必要なのではないかとといったような御指摘もあったかと思えます。この点、この後で議論する範囲になるかと思えますけれども、卸役務についての卸元と卸先のルール化みたいなことを後半部分で触れておりますが、さらに固定電話についてのユーザー約款で提供する場合の一定のルール化みたいなものも、今申し上げたような卸間のルールが何か適用できないか、そういった辺りもまた少し議論を深めていければなと思っております。

御質問の回答になっているかどうかはありますが、お答え申し上げたいと思えました。以上でございます。

【相田主査】 それでは、ただいまの事務局の説明、あるいはほかの委員の御意見を伺って、追加で前半について発言されたいという方がいればお願いしたいと思います。

河村委員、じゃあお願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。御説明については分かりましたが、質問をさせていただきます。「データセンター等」というものの定義がどこかに書いてありますかということ。「データセンター等」の中に局舎も入るとのことだったのですか。そうじゃないと思ったので、12ページについては質問したのですけれども。

あとパターン4で、クラウドにそういった使うところがあるからということだったのですが、それはそうだとすると、居所では電話を使っていなくてもいいということになるのかどうかを教えてください。

【相田主査】 はい。それでは、続きまして猿渡委員、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 6ページ目ですね。ちょっと今議論があったところなんですけど、確かにこの辺、ちょっと技術的に柔軟にするとどうなのかという懸念が生ずる気持ちも分かるんですけども、技術屋の感覚からすると、悪いことをしようとする人というのは、どうやってもやるという人が多いので、ここを少々制限したところで、特にグレーゾーンの悪用をやる人はやるんじゃないのかなということがまず思うところと、あと総務省からのコメントでもありましたが、パターン4を許さなくなると、基本全部番号指定事業者の転送電話

しか駄目になると。そうするとどうなるかという、転送電話が必要になってくると、必ず番号指定事業者から使わないといけない。で、中小企業でリモートワークをしようと思ったときには、絶対そこから買わないといけないとなると、すごくサービスとして高くなってしまふ。で、結局そこはやっぱり消費者にコストが跳ね返ってきてしまうので、やっぱりそこを縛り、技術的に番号指定事業者以外ができる方法というのを縛ってしまうというのは、ちょっとよくないのかなと思いました。

前回ヒアリングで来てくださった企業の方々がパターン4でサービスを提供していて、彼らの話を聞く限りは、彼らは一生懸命ルールを守ろうとしている側で、ちゃんとしたサービスを提供して、安くていいものを提供しようとしている側だというふうに僕は理解をしていて、このパターン4を禁止してしまつて、彼らの会社は潰れてもいいというのはちょっと言いづらいかなというふうな印象を持っています。

とはいえ、今後、今回すぐ答えが出る問題ではないと思っていて、やはりこの形態での悪用がすごく増えているんだということが分かれば、ちょっと考える余地はあると思うんですが、現状でそうなる可能性があるからこれは駄目というのはちょっと厳しいかなと思っています。

以上になります。

【相田主査】 それでは、河村委員からの質問につきまして、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。「データセンター等」ということでございますけれども、通信局舎等との関係なんです、回線設置の立場から見ると、通信局舎がまずあって、そこからデータセンターにつないでいるというのはあるんですけれども、ほかの電気通信事業者の通信局舎の中に設備を置かせてもらってサービスをするというような形態もございますので、そういう意味で、データセンターと通信局舎は、大きくは区別をしていない状況でございます。それで「データセンター等」ということで、両方含めるような形で考えております。

そのときに、利用者の居所で電話が使えなくてもいいのかということでございますが、パターン4の絵では、その利用者の居所等に固定電話が置かれていないという絵にはなっておるんですけれども、実際にデータセンターなり、局舎で、固定端末系伝送路設備のポートとかがちゃんとつくれているのであれば、最後は利用者の実際の居所まで引けば実際に通話できるということでございまして、一応そういう意味で、電気通信番号そのものが伝送

路設備も識別しているといったような認識で、データセンター型というのを特例的に認めているという状況でございます。

【相田主査】 ちょっと私からも補足させていただきますと、この絵ではインターネット経由でもって、何か大阪からですか、違うな、何か別の場所から使っているかのような絵になっておりますけれども、実際にはこの通信局舎から、利用者の居所等に、インターネットの回線が引かれている。利用者の居所から使うときにも、全て電話をかけるときにはこの転送電話サービスを使ってかけるというのが標準的なパターンじゃないかなと思います。ですから、利用者の居所に向かってインターネットの固定回線は引かれているけれども、電話用の固定回線は引かれていないというようなのが、ある意味標準的な使い方なのかなとちょっと思います。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

では、ちょっと時間も大分進んでまいりましたので、後半のほうに参りたいと思います。後半の4、5、6につきまして、御質問、御意見ございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、また猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 度々発言が多くて申し訳ありません。4からに関してなんですが、まず特殊詐欺等の現状に関しては、24ページ目、何をしようと思っていたのか、そうですね、取組、こういうデータが見たくて、特殊詐欺に関しては対策を打った結果として下がってきているということで、こういう方法で、指導するという方法で着実に成果が出ているということなのかなというふうに理解をしました。この方法を続けていけばいいのかなと思います。

5番目の不適正な利用に関する番号制度の課題、これに関しては30ページなんですが、これはさっきも言ったんですけども、現状悪用できている、悪用している人たちが、何ポツ目ですか、1、2、3、4、5ポツ目の「上記の課題に関して、改正電気通信事業法の施行に際し」と、一定の経過措置を設けているというところが、やっぱりまだ不確定性要素としてあって、今回ヒアリングで重要だったことは、この経過措置を延長してくれというようなコメントというのは全くなかったということで、事業者からは経過措置も終わっていいよということになっているんだろうということで、経過措置終わってしっかり運用していた中でどういうことが起こるのか、ちゃんと悪用が減っていくのかと。河村先生がおっしゃっていたようなグレーゾーンの悪質商法的なやつがどうなっていくのかというのを、し

っかり観察していく必要があるのかなと思いました。

6番目、対応に関しては、まず33ページ目、積極的にやっぱり悪い運用はしたら駄目だというのは事業者側からも出ているので、事業者も、委員のほうも、そこら辺の感覚は一致しているのかなと。それをどう実現するのかというのは、今後経過措置がなくなっていく中での動向を見るとともに、どうやればいいのかということ、効果のある対策を打っていくということで、34ページ目に連絡会を開催するというような話がありますが、そういうことでしっかり議論していくということがいいんじゃないかなと思っています。バーチャルオフィスに関しても同様です。法令を遵守していないところが、今後経過措置が終わった後にどうなっていくのかと。ちゃんと指導していくことができるのかということが重要かなと思いました。

以上になります。

【相田主査】 はい。ありがとうございました。

では、続きまして山下委員、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。山下です。私は短くですけれども、申し上げたいと思うことがありまして、この特殊詐欺の件については、とてももやもやしていたんですが、今頃こういうことを申し上げては何ですが、総務省と、それから事業者さん、転送電話等のが、何をやらなければいけないかという、警察のようなことをする必要は私はないと思ったんです。じゃあやらなきゃいけないのは何かということ自分で挙げていったら、次の2点じゃないかと。

1つは、警察に対して法に基づく情報提供。法に基づかない情報提供までする必要はないと。それから、そのときに迅速に情報提供できるように、きちんとデータを収集するというか、整備しておくことです。それからもう一つは、事業者さん自身が犯罪者の側に回られるようなことがないようにするための十分な予防措置かなと。例えばですけれども、33ページに三通テレコムさんが書いていらっしゃるような、契約書の中にあらかじめ盛り込んでおいて、自分は犯罪者の片棒は担いでいないということが、それによって分かるような仕組みです。これも、さらに欺こうという人たちはきつといると思うんですけれども、そこまではどうしようもないし、それは電気通信事業者の責務とか、総務省さんに警察的な責務があるというふうにまでは私には思えないと。だからそういうことで、そういうことでいいんじゃないかなと思いましたので、一言申し上げました。

以上です。

【相田主査】 はい、ありがとうございました。

では、続きまして森構成員、お願いいたします。

【森専門委員】 ありがとうございます。そうですね、私も山下委員の御意見と、趣旨としては同じなんですけれども、ちょっと順番に申し上げますと、特殊詐欺との関係ですが、34ページのところ、方向性として、卸電気通信役務の提供のルール化検討というふうにありますけれども、ルール化検討に賛成です。で、その中身なんですけれども、今契約書の中にということがありましたが、これ特殊詐欺の話なので、今全ての事業者さんが、いわゆる暴排条項を契約書の中に入れておられるだろうと。既に。ですので、そこにヒットするわけです、直近の卸契約というのは。ですので、ある意味では、そのことが反社との取引ということになりますと、販社とたくさん取引していたんですけれども知らなかったんですということは、社会的には今受容されないということです。ですので、そのルールを考えるときに、まずはその特殊詐欺に使われた番号が、どの事業者によって大量に卸されたのかということについては、その事業者名も含めて公表するということが考えられます。それによって、そういったところに卸さない、元卸が。卸さないということが出来ます。ですので、まずはそういった事業者名公表、たくさん特殊詐欺に使われた電話番号を卸すと。いや、知りませんでしたという話になるのかもしれませんが、それは事反社の場合、なかなか難しいということです。推認が働くのではないかと思います。

22ページを御覧ください。河村委員のプレゼン資料の中にあつた東京新聞の記事ですけれども、1、2、3、上から4段落目です。捜査関係者によると、都内で昨年起きた偽電話詐欺の9割は固定電話番号であった。使われた4,500回線のうち、7割が特定の販売業者3社を経由して販売された番号だったということです。ここであれば、この3社が当然に公表の対象になるということだろうと思います。問題はこの3社に対して卸しているところでした、そこについてどうするかというようなことをこれから検討していくということになるのかなと思います。ちょっと反社の話と一般のことと、ある程度区別して考える必要があるのかなと思っています。ですので、私はルール化に賛成ですし、特にその事業者名公表、そしてその公表されたところには卸さないということを、そこは卸提供役務を取り扱うことはできないということをルールとして検討していく、それによって、そういったところに対する警戒感を強めていただいて、何か知らないけれども売ってしまったということでは、なかなか難しいのではないかと思います。それが1点目です。

2点目は非常に小さいことでして、25ページ、特殊詐欺対策サービスの例として、着信通話をクラウド上に転送して解析するというサービスで、これは非常にいいサービスだと思うんですけども、最近割とこのクラウド側にローカルのデータを転送して、AIで解析していろいろな危険なことを防ぐという取組はなされていて、先日Appleの児童を守るために性的画像というのがありました、そういうところで若干プライバシーとの関係で問題になることもありますので、クラウドに転送されるデータというのは、目的外利用はしないで直ちに消すということを徹底していただきたいと思います。別に申し上げなくてもそうされていると思いますけれども、念のため申し上げます。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。以上で発言希望いただいていた方にはこちらから指名させていただいたと思いますけれども、私の見落とし等ございましたら御指摘いただければと思います。

では、事務局に回答いただく前に、私からもちょっと1つコメント、コメントというか提案ですね、させていただければと思いますけれども、今回、非常によく整理いただいたかなと思います。大事な点としては、利用者約款による固定電話に係る電気通信役務の提供を受けて電話転送役務を提供する事業者といったようなものもあるだろうというようなこと、あるいは同じようなことですが、バーチャルオフィスの事業者も電気通信事業に該当するということ、こういうところにはちゃんと電気通信事業法による網をかけるんだと。あるいは番号使用計画のあれだということですが、じゃあそれを卸す側のほうでもって、どうエンフォースできるかということで、こちらにも何らかの、やっぱりツールがないと、手段がないと、そういうものは卸先に強制するということも難しいだろうということをお考えすると、先ほどの24ページの絵でいいますと、現在行われているのは犯罪等に使われた個々の番号の利用停止、あるいは新たな固定番号の提供の拒否というようなことでもって、電話提供の責務というのがありますから、あんまりサービス止めるというようなことは認められない一方でもって、やはり今回の転送電話の特徴というのが、0AB～J番号が発番号通知されることでもって、それが悪用されるということなので、こういうよからぬ事業者、左下ですね、電話転送サービス事業者というようなものがいたら、その事業者、あるいは正式に事業者登録されていない、みかけ上個々の番号提供を受けている人かもしれませんけれども、からの発信に対しては、もう発番号をブロックします、非通知にしますというようなことをこの上位の電気通信事業者に与えると。そうすると、番号を卸

された側でも丸ごと全部止められてはかなわんから、ちゃんと下にまた番号を卸すときに、そここのところの約款に書くなり、そここのところをきちんとするというようなことがもうちょっと進むんじゃないかなと思いましたが、ある種の条件下でもって、上位の電気通信事業者に発番号ブロックを認めるというようなことを考えたらいんじゃないかなとちょっと思いました。

そうこう言っている間に発言希望がございましたので、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。ちょっとしつこくて申し訳ないのですが、そのパターン4のようなものは今の時代必要だということで、そういう方向なのは分かりましたけれども、だとすると、やはり先ほど特殊詐欺のところもそうなんです、結局見かけ上固定電話を使っているかのように装うことができるサービスというのが存在しているということになります。固定電話番号は、地理的識別性がある日本の状況の中で商品価値があり、だからそれを売る商売ができて、その商売を大切にしなければいけないと理解しています。そこで結局は以前の議論のときもありましたように、装うことに利用することが可能な状況ができてしまうことによって結局地理的識別性というのは信頼性を失っていくことになると考えています。真っ黒なものだけでなくグレーな利用も含めて、何か釈然としないところがあります。しかし、この流れを止められないというのであるならば、やはり原則に帰って、活動の拠点をきちんと確認して、新しくつくったルールが確実に実施されていくこと、卸しであっても実施されていくということを今後いかに担保するかということになると思うので、そこをとっても期待しています。そこが対応なされるよう希望しています。

以上です。

【相田主査】 はい、ありがとうございました。

それでは、私含めて1、2、3、4、やはり5件ございました。質問コメントにつきまして、事務局のほうから御回答いただければと思います。

【鈴木番号企画室長】 はい、番企室、鈴木でございます。委員の皆様から御指摘いただき、ありがとうございます。特殊詐欺につきましては、これは、犯罪でございますので、その抑止と取締りはしっかりやっていくという必要があるかと思いますが、なかなか番号制度の中だけで有効打といたしますか、決定打を打てるわけではございませんので、やはり政府全体といたしますか、あるいは省内でもしっかり関係課と連携してやっていくということかと思っております。

そういった意味で、今回いろいろな取組、対応の方向案といたしますか、といったものを何点か出させていただきました。やはりこういった取組をいかに具体化して、実効力を上げていくかといったことが重要だと思っておりますし、その連絡会の設置ですとか、卸役務のルール化ですとか、あるいは周知・広報、ちゃんとやっている方の社名の公表、こういったことをしっかり有機的に連携させて、少しでも特殊詐欺の防止につながるような取組をしっかりとやっていきたいと思っておりますし、今日また先生方からいろいろ御提案をいただきましたので、また御指導いただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からのコメントを踏まえまして、前半含めて結構ですので、全体を通じて追加で御発言の希望がございましたら、また、お申出いただきたいと思ひますけれども、いかがでございますでしょうか。

それでは、そろそろ時間も予定していた時間近づいてまいりましたので、もし追加でコメント等ございましたら、事務局のほうまで御連絡いただければと思ひます。

本日事務局で御用意いただいた議題は以上かと思ひますけれども、今後の日程等、事務局から御説明がございましたら、お願ひしたいと思ひます。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。本日は御議論いただきまして、ありがとうございます。

次回の第31回会合については、9月下旬を目途に開催できるよう、委員の皆様と日程調整させていただきたいと思ひしております。

以上でございます。

【相田主査】 それでは、全体を通じて、何かほかに発言を希望される方ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、電気通信番号政策委員会第30回会合を閉会させていただきます。本日も活発に意見、討論いただきまして、どうも御協力ありがとうございました。